

高島市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和5年6月16日に提出された高島市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により公表する。

令和5年8月14日

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 廣本 昌久

## 高島市職員措置請求に係る監査の結果について

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

令和5年6月16日

#### 2 請求人

●●●●

#### 3 請求の要旨（「高島市職員措置請求書」の請求の要旨を原文のまま記載）

高島市長は高島市補助金交付規則に基づき国庫補助金の概算払いを行った所であるが、この支出については市の補助金交付規則を拡大解釈したものであり、その行為により市に多大な損害を与える恐れがあり、その損失回避のため、市長に対し概算払いの返還を求める。

#### 4 事実証明書

ア 京都新聞記事（令和5年6月7日）

### 第2 請求の受理

本件措置請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和5年6月26日付で受理することを決定し、同日、請求人に通知した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、措置請求書に記載されている事項を勘案し次のとおりとした。

市が、令和4年6月20日に(株)風車に対し、令和3年度高島市農畜産振興事業（国および県の補助金／滋賀県農産物等輸出拡大施設整備事業費）補助金373,750,000円を概算払により支出したことが違法または不当であるか否かを監査対象事項とした。

#### 2 請求人の陳述および証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和5年7月21日に陳述および証拠の提出の機会を設けた。

##### (1) 陳述の要旨

ア. この事業をやるのに完全な合意形成というか、市として公共団体としてどのような必要性があってどのように推進していきたいというような部分がどうしても出てこない。普通、事業するについてはどんな事業でもその取り組みまでに、どれだけ必要性があるのか、当然公金の支出が伴うのでその公金を支出したことによって、市民に対してどれだけの効果が出てくるのかということをも十分検討しながら事業を推進すべきものである。ところがこれについては、一事業者が会社を設立して国の補助金があるので、それを利用しているに過ぎない。

イ. 補助金交付規則等を使いながら概算払いができると、前払いができると書いてあるが、それはすることができるというだけで、して適切であるとかいうことはどこにも書いていない。

ウ．基本的に概算払いはするべきではない。基本的に市の補助金等においても、完成した後で検査をして補助金が交付されるというのが基本である。概算払いまでして、その補助金を交付するような事例というのはまず通常ない。そこまでする必要があるのか。その部分を拡大してやっているのではないか。交付規則があり、そういうことができると書いてあるところを拡大解釈して、それを利用したのではないか。

(2) 新たな証拠の提出

新たな証拠の提出はなかった。

### 3 市長からの意見書の提出および関係職員の陳述

令和5年7月4日に本件措置請求に対して市長から意見書の提出があり、これをもとに同年7月21日に農林水産部農業政策課の関係職員から陳述の聴取を行った。

(1) 意見書の要旨

ア．意見の趣旨

本件監査請求は、すべてこれを棄却するとの決定を求める。

イ．請求に対する認否

請求の要旨について、行為は認めるが、行為に起因する損失責任については否認する。

ウ．意見の理由

① 請求人の請求要旨のうち、概算払いを行った行為が拡大解釈であるとの主張については、高島市補助金交付規則第15条第2項により「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払または前金払により交付することができる」とされており、また地方自治法第232条の5第2項および地方自治法施行令第162条においても、概算払いをすることができる」とされている。

よって、拡大解釈したものとは言えず、本件概算払いに違法又は不当な点はない。

② 請求人の請求要旨のうち、支出行為により市に多大な損失を与える恐れについては、支出行為当時の状況からは推測しえなかったことであり、①で述べたとおり、支払い自体は市として適切な事務執行のものとされたものである。

③ よって、本件監査請求は棄却されるべきである。

(2) 関係職員の陳述の要旨

関係職員の陳述は意見書に沿ったものであり、これに記載のない事項についての陳述の概要は次のとおりである。

ア．本件補助金において概算払いの必要があると認めた理由は、補助金に係る工事請負契約の締結、本市の農業および関係産業に資する事業であることを総合的に判断したものである。加えて、可能な限り早急に工事を完了いただき、市に補助事業の効果を可能な限り早く発揮していただきたいという考え方のもと概算払いにより支払を行う判断をした。

イ．6月の概算払い時点ではコロナもしくは設備機器の納入の遅れによって工事が遅延するという懸念はなかった。年内には事業が当然完了するという確認のもとでこのような概算払いを行った。





## 2 監査委員の判断

請求人は、本件補助金の概算払いが市補助金等交付規則を拡大解釈したものであるとし、基本的に事業が完了した後に補助金を交付するべきであり、概算払いをするには相応の理由が必要である旨主張し、監査を求めている。

市補助金等交付規則第15条第2項によると「市長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払または前金払により交付することができる」と定められている。また、地方自治法232条の5第2項においても「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。」と定められている。

そして、「必要があると認める」とする判断については、地方公共団体の長の裁量権が認められるというべきであり、市が行った本件補助金の概算払いによる支出は、その裁量権の行使が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであって、裁量権を逸脱または濫用したものと評価できる場合に限り、違法となると解するのが相当である。

本件事業は、補助金交付申請時において提出された計画書類に基づき精査・判断されており、国および県もこれを妥当と判断し、県から市への交付決定がなされたうえで、市は交付決定通知を行っており、本市の農業および関係産業に資する事業として、可能な限り早急に事業完了するために補助金概算払いを行った市の判断は著しく妥当性を欠くものとはいえず、裁量権を逸脱または濫用したとは認められない。

したがって、本件補助金の概算払いを含む補助金交付に係る一連の事務は、法令や規則に基づき行われていると認められ、違法または不当な公金の支出にあたりとはいえない。

## 3 結論

以上により、請求人の本件措置請求には請求の理由がないと判断し、これを棄却する。

## 4 市長に対する意見

本件措置請求についての監査委員の判断は以上であるが、残念ながら結果として予定した補助事業の効果（本市の農業および関係産業の振興等）を得ることが出来なかったばかりでなく、補助事業の取下げという事態により回収されるべき資金について、数度の返還通知にも関わらず、未だ実現していない事態となっている。こうした状況で、市民の中には、事業者に対して不審感や憤りを抱くとともに、市に対しても何故このような事態になったのかなどの厳しい意見を持つものがあると思料する。市においては、こうした状況を真摯に受け止め、今後は今回のような事態を回避できるよう補助金事務におけるリスクマネジメントの再点検を行うとともに今後の資金の回収に万全を期されたい。